

【図書名等】 石綿作業主任者テキスト

コード No.23413 第3版 定価：本体 1,800 円＋税 10%
(コード No.および定価とも現行どおりです。)

【発行日】 令和3年4月13日

【改訂の概要】

改訂のあらまし	該当頁
最新の知見や法令の改正に対応して内容を見直した。	
第1編 石綿による障害とその予防措置	
第1章 石綿の基礎知識	
・これまでの「1. 石綿の定義」「2. 石綿の種類」を統合し、「1. 石綿の種類と定義」とした。	3、4
・「3. 石綿の物性」が「2」となり、記述の一部を修正。表 1-1-2 は削除。	5
・「3. 石綿の法規制」を追加。	6
第2章 石綿による健康障害	
・「1) 石綿肺」に関する記述を修正。	8
・「3) 中皮腫」に関する記述を書換え。	10、11
・「1) 胸膜プラーク」に関する記述を書換え。	13
・写真 1-2-2 を差替え。	14
・図 1-2-4 を差替え。	15
第2編 作業環境の改善方法	
第1章 石綿含有製品	
・「1) 石綿含有吹付け材」に関する記述を一部削除。	31
・「2) 石綿含有耐火被覆板」に関する記述を修正。	31
・「3) 石綿含有断熱材」に関する記述を一部削除。	32
第2章 建築物等の解体等における石綿のばく露防止対策	
・表 2-2-1 を差替え。	37
・石綿含有建築用仕上塗材（リシン等）の材料分類に関する記述を削除。	38
・表 2-2-2 の中で、レベル 1、レベル 2 のグローブバッグ工法について削除。レベル 3 には建材に「石綿含有けい酸カルシウム板第一種」「石綿含有仕上げ塗材」を追加。	40、41
・表 2-2-8 に注 3 を追加。	48
・「(5) 建築用仕上塗材」について記述を修正。	48
・「(2) 成形板その他」に a マークについての記述を追加。	49
・表 2-2-9 を修正。	60
・図 2-2-9、図 2-2-10 を削除。	61
・「2) 保温材等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業届出」の①、②、③を削除。	61
・「2) 特別教育」の補講についての記述を削除。	63
・図 2-2-13～16 を差替え（図 2-2-10～12）。	66～67
・作業の記録に関する記述および表 2-2-12 を追加。	68
・図 2-2-13 の一部を修正。	72～73
・「(4) 廃棄物処理」を追加。	98
・「(4) その他の石綿含有建材（成形板）【レベル 3】の除去作業」に記述を一部追加。	108
・「3. 船舶の解体等の作業におけるばく露防止対策」に建材等の湿潤化について追加。	108
第3章 製造または取扱い作業における作業環境管理	
・「(1) 屋内作業場」に「3) C 測定、D 測定」について追加。	131

<ul style="list-style-type: none"> ・「(5) 石綿の測定法の概要」の石綿濃度が高濃度であると予測される ときの対応に関する記述を修正。 	136
<p>第4章 その他の労働衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(2) 整理整頓と日常の清掃」においてほうきを用いる場合の記述を 削除。 	140
<p>第3編 労働衛生保護具</p>	
<p>第1章 呼吸用保護具</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・図3-1-1に「給気・ろ過両用式」を追加。 	147
<ul style="list-style-type: none"> ・表3-1-4のレベル1に「石綿含有吹付けパーミキュライト」「石綿含 有吹付けパーライト」を追加。 	150
<ul style="list-style-type: none"> ・「フィットテスト」の文言を「面体と顔面の密着性の確認」に変更。 	161、 163～164
<ul style="list-style-type: none"> ・「(1) 測定機器による測定」に写真3-1-9を追加。 	163
<ul style="list-style-type: none"> ・「(1) 保護衣等の選択」について記述を一部修正。 	166
<p>第4編 関係法令</p>	
<p>第3章 石綿障害予防規則</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・第2条に②、③を追加。 	190
<ul style="list-style-type: none"> ・第3条～第10条を修正 	190～203
<ul style="list-style-type: none"> ・第35条を修正。第35条の2を追加。 	213～216
<ul style="list-style-type: none"> ・附則の追加。 	225～227
<ul style="list-style-type: none"> ・様式第1号の備考4を削除。新様式第1号を追加。 	228
<ul style="list-style-type: none"> ・様式第2号各欄の「㊸」を削除。 	231
<ul style="list-style-type: none"> ・様式第3号対象年、健診年月日に令和を追加、産業医、事業者職氏名 欄の「㊸」を削除。 	233
<ul style="list-style-type: none"> ・様式第3号の2の備考の6および届出者の「㊸」を削除。 	235
<ul style="list-style-type: none"> ・様式第4号の備考の1 2および氏名の「㊸」を削除。 	236
<ul style="list-style-type: none"> ・様式第5号の2の備考の1 3および氏名の「㊸」を削除。 	238
<ul style="list-style-type: none"> ・様式第5号の4の備考の4および氏名の「㊸」を削除。 	240
<ul style="list-style-type: none"> ・様式第6号の2の備考の3および事業者の「㊸」を削除。 	241
<ul style="list-style-type: none"> ・「石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定 める物」を追加。 	243
<ul style="list-style-type: none"> ・「石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大 臣が定める物」、「石綿障害予防規則第3条第4号の規定に基づき厚生 労働大臣が定める物」、「石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づ き厚生労働大臣が定める物等」を追加。 	248～249
<ul style="list-style-type: none"> ・「石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程」の表を差替え。 	252
<ul style="list-style-type: none"> ・「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがあ る建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上 の指針を修正。 	253～259
<p>【参考資料】大気汚染防止法（抄）・同施行令（抄）・同施行規則（抄）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条に㊸を追加。 	298
<ul style="list-style-type: none"> ・規則第16条の4および別表7を差替え。 	303～308
<ul style="list-style-type: none"> ・法第18条の15を差替え。 	308
<ul style="list-style-type: none"> ・規則第10条の4を第16条の5～第16条の10に差替え。 	309～313
<ul style="list-style-type: none"> ・法第18条の16を差替え。 	314
<ul style="list-style-type: none"> ・規則第16条の11を追加。 	315
<ul style="list-style-type: none"> ・法第18条の17を差替え。 	315
<ul style="list-style-type: none"> ・令第10条の2を追加。 	316
<ul style="list-style-type: none"> ・規則第16条の5～第16条の10は削除。第10条の4を追加。 	316
<ul style="list-style-type: none"> ・法第18条の18～第18条の25を追加。 	316～320
<ul style="list-style-type: none"> ・法第26条の一部を修正。 	320～321
<ul style="list-style-type: none"> ・令第12条㊸の一部を修正。㊸を差替え。 	322

<ul style="list-style-type: none"> ・法第 33 条～第 37 条の一部を修正。 <p>【参考資料】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）・同施行令（抄）・同施行規則（抄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第 7 条、第 9 条の 10 を削除。 ・法第 12 条③、④ を削除。 ・法第 12 条の 2③、④、⑩～⑬は略。 ・令第 3 条を追加。 ・令第 6 条の 2 の 3 は略。 ・令第 4 条の 2 を追加。 ・令第 6 条の 7 は削除。 ・規則第 1 条の 5 は規則第 8 条の 10 の 2 の解説へ、第 2 条の 5 は第 8 条の 5 の解説へ移動。 ・規則第 8 条の 17 の 2 は削除。 ・規則第 8 条の 20 の 4、5 は略。第 8 条の 21 の 9、10 は略。第 12 条の 11 は削除。 ・法第 8 条の 4、第 9 条の 10、第 15 条を追加。 	<p>322～323</p> <p>327</p> <p>327</p> <p>329</p> <p>331</p> <p>332</p> <p>335</p> <p>335</p> <p>343</p> <p>348</p> <p>351</p> <p>353</p>
---	---

2021.4.

中央労働災害防止協会